

第2 設置届

- 1 防火対象物の消防用設備等の設置工事が完了した日から4日以内に、規則第31条の3に定める別記様式第1号の2の3により届出を行うこと。
- 2 添付図書は消防用設備等に関する図書及び各消防用設備等の消防用設備等試験結果報告書（平成元年12月1日号外消防庁告示第4号）とする。

なお、消防用設備等に関する図書とは次のものが該当する。

- 設計書
- 仕様書
- 計算書
- 系統図
- 配管及び配線図並びに平面図
- 立面図及び断面図

なお、当該添付図書は、着工届等に添付した図書と同一のものとなるものにあつては、これを省略することができる。

- 3 当該届出は防火対象物ごとに、原則として消火設備、警報設備又は避難設備ごとに一括して届け出るものであること。